

1622年における日蘭貿易の展望

—商館長カンプスの報告書をめぐって—

松井洋子

はじめに

1622年、平戸のオランダ東インド会社日本商館の商館長レナルト・カンプスは一つの報告書を書いた。「総連合オランダ東インド会社重役閣下方が、もし総督ヤン・ピーテルスゾーン・クーン閣下の提案に従って閣下方が中国貿易を獲得した場合に、日本に於いて享受するであろう利益、奉仕、有用性についての簡略なる報告」⁽¹⁾と題されたそれは、日本貿易の重要性を具体的数値を挙げて示した報告書として多くの研究に取り上げられてきた⁽²⁾。その分析の先見性、至当性は衆目の一致するところのようであるが、この報告書が、当時いかなる背景のもとで作成されたのかは、必ずしも明らかではない。本稿で「報告書」と訳した Verhael という文書名は、管見の限りでは当時のオランダ東インド会社の通常毎年作成される定式的文書の中には見出せない。何らかの目的や意図を持って、特に作成されたもの、と考えられるのである。

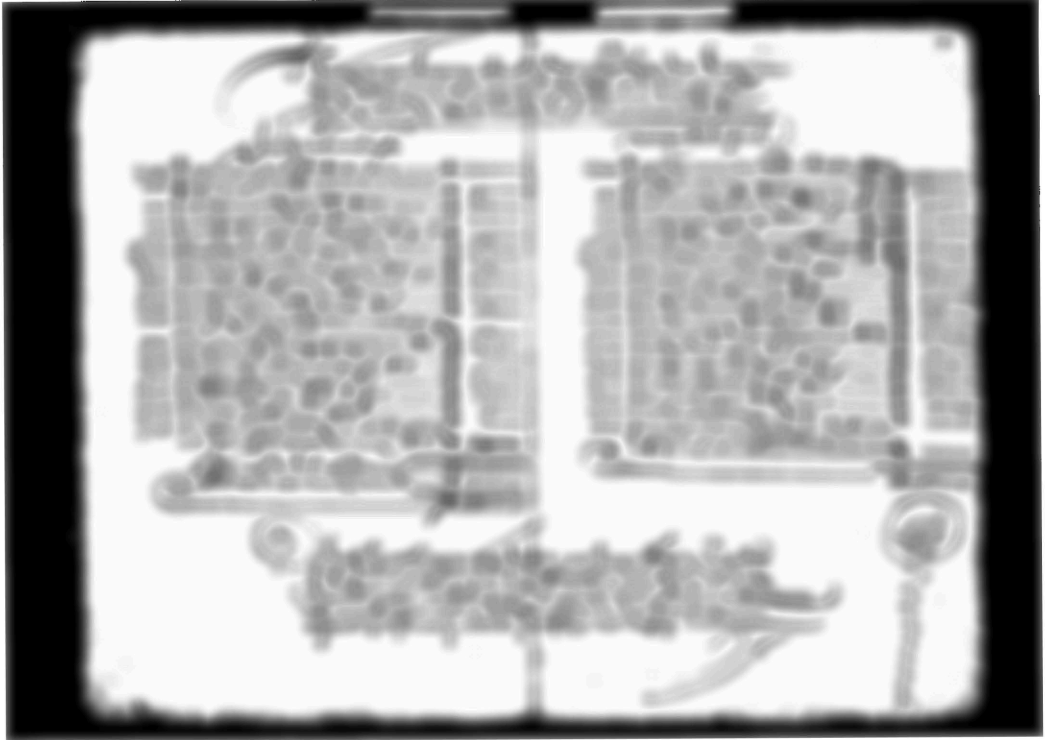
初期の日蘭貿易については、加藤榮一氏が「連合東インド会社の戦略拠点としての平戸商館」⁽³⁾において、多数の帳簿類からの豊富な数量的データをもとに、1610年代の平戸商館の貿易の具体像を描き、開設から1620年頃までの平戸商館は「オランダ勢力の軍事行動と貿易活動を支えるための戦略的拠点として極めて重要な役割を担わされていた」と結論づけた。それに対して永積洋子氏は「平戸商館はオランダの戦略拠点か」⁽⁴⁾と題する論文で、加藤氏が用いているのはいわゆる計数史料であり、「会社の戦略を論じる以上、本社の一七人会と東インド総督の間でどのような書簡が取り交わされ、日本にどのような命令が伝達されたかを検討しなければならない」と批判している⁽⁵⁾。

本稿は、両論考から多くを学んでいるが、「戦略拠点」か否かといった問題の立て方は採らない⁽⁶⁾。本稿では、カンプスが報告書を書く必要を感じた1622年という時点を切片に、そこに至る数年のオランダ東インド会社のアジア（彼等が言うところに東インド）における活動の方針とその伝達、そしてそれに対する日本商館側の対応を、主に書翰類から見ていく。具体的には、オランダ東インド会社が、総督ヤン・ピーテルスゾーン・クーンのもと、イギリス及びジャコトラ・バンタムの現地政権との戦闘を経てジャコトラの地の割譲を受ける1619年から、検討を始めたい。この期間、会社は新たに建設した都市ジャコトラ（後のバタフィア）⁽⁷⁾を中心に据え、香料諸島における地歩を固め、中国貿易の獲得を目指す。一方日本では、日本人及び武器類の海外移送の禁止、海賊行為の禁止が命じられる。日本におけるオランダ商館の立場という捉え方をすれば、

それは「海賊から商人へ」の転換の重要なポイントとされる⁽⁸⁾。それでは、会社が東インドにおける基礎を確立していく過程⁽⁹⁾で、その時々日本商館は何を期待されていたのであろうか、日本の状況はどのように伝えられ理解されたのであろうか。東インド会社にとっての日本商館という見方で当該時期を分析することが、本稿の課題である。カンプスの報告書の位置づけも、その中でより明らかになるであろう。

「カンプスの報告書」“日本に必要な商品の目録”の部分

(オランダ国立中央文書館所蔵 VOC1077/KA989)



一、ジャカトラの攻防—1619年—

(1) 「東インド」の状況と貿易の構想

クーンの総督就任から1620年の始めまでは、当面の敵イギリスとの攻防と、探し続けてきた「出逢い貿易地」rendevouz⁽¹⁰⁾、それも「出逢い貿易の中心地」generale rendevouz の確立が課題であった。

1617年10月総督に指名されたクーンは、当時各地で対立を深めつつあったイギリスに対して強硬な態度に出た。1618年12月24日ジャカトラで川を挟んで相対するイギリス商館を焼払ったことから戦端が開かれ、バンタム王国軍とイギリス艦隊の陸と海からの攻撃を受けた。クーンは、1610年に開設されたジャカトラの商館の要塞化を進めてはいたが、弾薬の欠乏をきたし、1619年1月3日、8隻の船を率いてアンボイナへ向かい、増援の船と部隊を率いて5月28日にジャカトラへ戻り、要塞の包囲を解き、町を灰燼に帰せしめ、さらにバンタム沖へ遠征し、国王にジャカ

トラの地の譲渡を認めさせた⁽¹¹⁾。クーンは早速ジャカトラに新たな要塞の建設を計画する一方、バンタムを海上封鎖し、さらに各地で遭遇するイギリス船を攻撃させた。香料諸島のモルッカ、バンダにおけるイギリスとの対立も深刻化し、加えて会社は近隣のマタラムとマカッサルとも対立状態にあった⁽¹²⁾。

1619年8月5日付の本国宛の書翰⁽¹³⁾でクーンは、その年前半に受領した本国重役会からの何通かの書翰に答える中で、バンタムとはこれ以上争うなという命令には従えない、「ここでは正義とは王の意志であり、王とは一番強い者である」⁽¹⁴⁾と言明し、「出逢い貿易の中心地の確立を推進し、かつジャカトラやバンタムの王とは平和を維持せよ」という両立できない要求を非難し、火薬も船も人も不足しているのに本国からは何も送ってこない、と不満をぶつけている⁽¹⁵⁾。クーンは、東インドにおける域内貿易への参入について、次のように述べている。「グジャラートの布と、胡椒・スマトラ海岸の金が交換され、リアル貨・〔コロマンデル〕海岸の布と、バンタムの胡椒が、白檀・胡椒・リアル貨と、中国製品・中国の金が交換されます。銀は日本から中国商品と交換に手に入られます。コロマンデル海岸の布は香料・中国製品そして中国の金と、スラットの布は香料その他の商品及びリアル・ファン・アハテン貨と、アラビアからのリアル・ファン・アハテン貨は香料やその他の雑貨と〔交換されます〕。このようなやり方で、船でもたらされるオランダの資金なしで、一つは別の一つと繋がっているのです。閣下方は〔既に〕最も重要な香料を持っています。それでは何が不足か？船とポンプを動かすための少しの水以外には〔不足〕ありません。世界にオランダ以上にたくさんの船〔を持っている国〕があるでしょうか？そこではポンプを動かすための水に不足はあるでしょうか？（私は、すばらしい域内貿易が形成されるだけの資金のことを言いたいのです）。それ故、閣下方と良き管理職たちに不足しているのは、世界中で最も素晴らしい貿易を我が総連合オランダ東インド会社の手に入れることだけです。」⁽¹⁶⁾すなわち、船と資金を投入し、商品の中継転売することで利益を上げることを提案しているのである。最も、本国の域内貿易への期待は少し違っていた。一年後になるが、1620年12月12日付の本国よりの書翰⁽¹⁷⁾には、胡椒や丁子やナツメグやメイスといった香料だけでは会社はやっていけない、として、表1に示したような本国で求められている各地の商品の名をあげている。途中経過はともかくヨーロッパで売れる商品を適正量持ち帰ることが、本国の第一の要請であった。

表1 1620年12月12日付 本国よりの注文品

(Coen vol.4 p. 477 より作成)

地名	品名
中国	生糸 絹製品 粉砂糖 氷砂糖 陶磁器 トタン(亜鉛) 砂糖漬生姜 麝香 唐人参 金
コロマンデル海岸	藍、ギネア木綿(綿織物) 綿糸 硝石 ダイヤモンド 金巾 ホウ砂 ぎがん
日本	上質の棹銅 樟腦 竜涎香
ポルネオ	ダイヤモンド
[東インド各地]	麒麟血 安息香 封蠟 その他

一方、中国貿易についても、前述の1619年8月5日付の書翰でターンは、「もし閣下方が資本を使って下されば、我々はポルトガル人やスペイン人と同じように完全に中国貿易を得るための方策を見つけられるでしょう」と重役たちに助言している⁽¹⁸⁾。

会社は早い段階から中国との貿易を望んでいたが、直接の交渉は成功していなかった。生糸や絹製品の需要は高く、利益の大きい商品であったので、バンタム、パタニ、マラッカ、グレシクなどで中国船との出会い貿易によって中国商品を得ようとしてきた⁽¹⁹⁾。1618年には平戸を起点にマニラを経てコーチシナへ、2隻の船が「コーチシナ及びマニラで中国船との貿易を確立できるか」⁽²⁰⁾試みるために派遣されている。

パタニへは、ジャコトラから船が送られている。入手された中国生糸は胡椒や安息香とともに、本国向けの帰荷として、ジャコトラへ送ることが命じられた。日本からも資本の銀があればパタニへ送ることが要請されたが、パタニから日本へ送るのは鉛といくらかの丁子、そしてもしパタニに余剰があればその限りで生糸と中国商品を少し日本のために割いてもいい、というものであった⁽²¹⁾。

中国貿易は獲得すべき目標として共通の認識とはされていたが、当面は小規模に可能な努力を維持するのが精一杯であった。

(2) 日本の位置づけ

この時期、東インド全体において会社がかなりの物資欠乏に陥っていたことは間違いない。いくつかの現地政権との対立は食料や必需品の調達を不自由にし、さらに折角の物資を運搬する船がイギリスをはじめとする敵船に拿捕されることもあった。パタニ、ジャンビ、コロマンデル海岸、カンボディア、ビマ、日本といった各地へ派遣された船が第一に求められていたのは米の供給であり、それに加え各種食糧などの必需品であった。

1619年4月4日の日本商館長スペックス宛書翰⁽²²⁾で総督は、各地に米を送るよう命じたがどのくらい得られるか不確かなので、日本に最大の期待をかけている、として、年に500から600ラストの上質の米と必需品をモルッカ及びジャコトラへ送ることを求めている。同便で送られた日本に求める諸品の覚書⁽²³⁾から作成したのが表2である。その多くが、食糧とジャコトラ建設の必需品であり、いわば非常事態といえるこの時期においては、日本の補給基地としての重要性は明らかである。中国人と日本人を送ることも要請されている。

中国貿易のためのコーチシナへの派船は、ジャコトラで船が不足している中で、「より多い船と多額の資本が必要なことはよくわかっているが、最初は最小の費用で道が開かれるべきである…当面貴下は中国貿易の良い足場を得るために最大限できる限りのことをするように」⁽²⁴⁾と1隻を送って何とか継続する方針が示された。

商品として最も有望視されていたのは樟脳で、「東インド最良の貿易品」として可能なだけ買い占めて送ることが求められていた。

しかし、この書翰をもたらしたフォス号は、「知らせと忠告と必需品の輸送のため」に派遣されたもので、日本商館が最も求めていたであろう点については、「会社の敵の口をふさぐために、そして〔我々が〕イギリス人たちが〔我々について〕言うような海賊ではない、ということを見せるために、良い積荷を送れという貴下の強い勧めには、残念なことに今回はほとんど全く答え

表2 1619年4月4日付 日本への注文品

(Memorie, 4 April 1619 Coen vol.2 pp539-540 より作成)

分類	品名	数量・仕様・コメント
食糧関連	米	500から1000ラスト、主に白米、俵詰
	青身の魚	十分な量
	干した塩漬魚	大量
	豆	大量
	白い乾パン	300から400壺、砂糖なし、一部は砂糖付
	ベーコン	十分な量
	日本の大型の壺	多数、ベーコンやパンではなく米を入れる
建設資材 及び 建設用品	木材	船倉に余裕があるだけ
	梁材	家や教会の建設用
	製材した板	多すぎては不可
	各種 vieren speeren	大小
	各種の小釘	我々の製法によるもの、大量ではなく
	シャベルと鋤	多数、鉄の金具付の頑丈なもの、以前送られたような量産品は不要
	つるはし	頑丈に作られたもの、多数
商 品	樟脳	日本で得られるだけすべて、上司方は毎年50000ポンドを注文している
	良質の鉄	2000ピコル 小さな棒状
	麝香	良品なら相当量
不 要	生姜	高い
	漆器・硫黄・硝石	高すぎる
火 薬 等	日本の火薬	各船に供給
	火薬と火縄	モルッカ諸島へ向けて送る

られません。しかし、遠からず改善されると希望します。』⁽²⁵⁾と書かれているだけだった。

この年(1619年の季節風期)に日本へ送られた船は、7隻(あるいは10隻)⁽²⁶⁾とこれまでになく多かった。この派船に対して日本商館長スペックスは1620年2月24日付の総督宛書翰⁽²⁷⁾で、何の前触れもない大量の補給要請と多数の船の機装に困惑したこと、また積みきれぬ補給品の輸送手段についても、日本の船を使うには朱印状が必要で、簡単ではないことを訴えている。食糧等の補給以外の日本からの帰り荷としては、銅、鉄、樟脳、麝香、生姜、そして山帰来や大黄の見本などが挙げられている。スペックスはそれ以前から日本を拠点とする中国貿易の可能性についてクーンに進言してきた。日本での販売にもっと商品を投入すれば、中国貿易の資本を調達できること、コーチシナでの中国との貿易に投入すべき資金を補給と機装のために費やさざるを得

なかったこと、コーチシナでの貿易を優先するべきだとすれば、もっと積荷を送ってほしいこと、また日本商館の求める香料やオランダ・中国商品を送るようパタニ商館に命じてほしいこと、資本があればマカオ・マニラ、コーチシナの湾近辺、クイナム、トンキンで利益を上げられること、これらはいずれも、日本から船を出して中国船と取引をするためのスペックスの主張であった。また、しかるべき時期が来ればマカオへも遠征すべきであると説いている。しかし、実際のところ、この時には、マカオの商船かアカプルコからの銀船の略奪以外、「本国に負担をかけずに中国貿易の資本を得る」⁽²⁸⁾方途はなかったのである。

二、「中心地」ジャカトラと蘭英防衛協定—1620～1621年—

(1) ジャカトラの将来

1620年1月22日の本国宛書翰でクーンは、ジャカトラの将来について語っている⁽²⁹⁾。それは、ジャカトラでは、要塞の建設が進み、バンタムから多くの中国人が流入してきている。中国のジャンク船をジャカトラに集めれば、バンタム、ティコ、プリアマン、ジャンビ等からジャカトラへ、中国商品との交換を求めて胡椒が集まってくる。そのためには海上ではイギリスその他に対抗するための艦隊、地上にはジャワ人に対抗する要塞、そして各地へ送るたくさんの小型のヤハト船が必要である。本国から、ここ数年持ちこたえるのに十分な供給が行なわれるならば、ジャカトラは東インド全体で最も素晴らしい場所となり、全東インド貿易の中心地となるだろう、というものであった。この時点で、ジャカトラを東インド貿易の中心地 *generale rendezbous* とすることは現実化しつつあると考えられた。本国も、それには賛成していた⁽³⁰⁾が、クーンにしてみれば、その成否は本国からの供給が充分に行なわれるかどうかにかかっていた。この時期の本国宛書翰では必ず、船と人と資金と必需品とを送ることが、彼一流の誇張と恫喝⁽³¹⁾を交えつつ、執拗に要求されている。

ジャカトラ繁栄への期待を背景に、中国貿易の戦略は、中国人がジャカトラに商品をもたらすよう仕向けるという方向に転じた⁽³²⁾。そのためには中国人の求める胡椒をジャカトラにできる限り集め、他の場所では中国人に売らせず、ジャカトラで売るようにする、といった誘導策⁽³³⁾や、マニラを始め他の場所へ航行する中国船を拿捕し、通航証を与えてジャカトラへ行かせるという強硬策が取られた⁽³⁴⁾。

(2) 防衛艦隊の結成とマニラ遠征計画

1620年の初め、東インド評議会は、限られた船と兵力を東インド域内でどのように配分して用いるか、2箇月近い議論を重ねていた。主力をバンダ島に注ぎ込んで同地の戦闘を終結に導くことも有力な案であったが、ジャンビ、アチン、スカダナ、サンゴラ、パタニ、シャム、日本といった各地に船を送る必要があり、東からの季節風期にはコロマンデル海岸、スラット、モカまでの派船も意図されていた⁽³⁵⁾。結局2月18日、この年はバンダ遠征は中止し、最初にイギリス人を封じ込めることが最上であると決められた。そこで、バンタム沖に結集して同地に対抗し、イギリス人を待ち伏せし、彼等や他の国々を同地から締め出すこと、また各地へ派船を行ない、イギリス船を捜索しつつ貿易を進めることが決定された⁽³⁶⁾。イギリスとの協定締結の報がジャカト

ラに届いたのは、その矢先のことであった。

1609年4月にアントワープで成立したオランダとスペインとの12年間の休戦の期限が1621年4月には切れる⁽³⁷⁾ことから、本国ではイギリスとの関係改善が必要と考えられた。1618年12月から1619年7月までイギリスとの交渉が行なわれ、30箇条にわたる協定が締結されたのである⁽³⁸⁾。

この協定締結が東インドに伝えられたのは、1620年3月27日のことであった⁽³⁹⁾。クーンは大いに不満であったが、4月には協定に規定された両国の防衛会議が組織された。防衛会議の決議録⁽⁴⁰⁾に拠れば、1620年4月21日におそらく最初の顔合わせが行なわれ、4月24日には、イギリス船ブル号で到着した書翰と協定の文面に基づき、8人の委員の人選が行なわれた。

マサレラ氏の研究に拠れば、この防衛会議は1620年から1623年の間に、3艦隊を発動したとされる。すなわち1) オランダのみによるマラッカ封鎖艦隊、2) 7隻のオランダ船と4隻のイギリス船によるゴア封鎖とインド洋におけるポルトガル航路分断のための艦隊、そして3) マニラ近海における作戦遂行のための平戸を基地とするマニラ艦隊である⁽⁴¹⁾。

実際に作戦が具体化したのは、マニラ艦隊が一番早く、1620年4月28日には艦隊派遣を決定、当初の航行目的地は日本とし、艦装も同地で行なうべきことが決定された。艦隊は二隊に分けて、最初にはエリザベス号、ブル号、イギリスのホープ号、ハーレム号、そしてオランダのホープ号が5月31日に出帆し、第二隊として6月14日にムーン号、パルスグレイブ号、ニウバンタム号、トラウ号の4隻が出た⁽⁴²⁾。その際与えられた訓令は多岐にわたる⁽⁴³⁾が、その目的は「共通の敵の力を弱め、中国貿易を我々の側へ引き寄せる」⁽⁴⁴⁾ことであった。

オランダはスペインとの休戦期間にもスペインの銀船を狙ったマニラ近海での遊弋を繰り返しており、クーンもマニラ遠征自体にはその意義を認めていたが、共同の有効性については懐疑的で、本国宛の一般政務報告書の中で、イギリスと共同の10隻よりオランダ単独の7隻のほうが、効果があるだろう、と述べている⁽⁴⁵⁾。

(3) 1620年、1621年の日本商館への指示

① 1620年

1620年2月28日付モルッカ諸島経由で送られた日本商館長スペックス宛の書翰⁽⁴⁶⁾は、コーチシナで得られる絹製品のほとんどを、ジャカトラへ送るよう命じている。今年本国から16隻の船で金44トンという大量の資本がおくられて来たので、それに応える帰荷が必要になるゆえ、怠ってはいけない、中国人がコーチシナやパタニでなくジャカトラへ商品をもたらすよう誘導し、仕向けよ、というのが中国貿易に関する指示であった。

前年の日本から送った食料必需品については、火薬は大量にあり、ベーコン、魚、パンは傷んでいたことから今年は不要であるとして、白米、豆、アラク酒、樟脳、鉄、水瓶、火縄、銅、麝香、砂糖漬けの生姜、木材を送ることを命じている。白米は価格が高いので、より安く大量に手に入る場所を探すと述べているが、当面は日本が頼りであった。

人の移送に関しては、日本人は、毎年多数送れ、しかし、特に熱心に行なうべきは、「中心地」建設のためにジャカトラで必要な多くの中国人を送ることである、と命じられた。

1620年5月3日付のスペックス宛書翰⁽⁴⁷⁾は、イギリス船ロイヤル・ジェームス号とユニコーン号に託され、蘭英協定を知らせるものであったが、それ以外の命令基調は変わらず、人を送れ、

モルッカに米と食糧を送れ、そして中国貿易がジャコトラで確立するために、できる限りのことをせよ、というものであった。翌日付の附録⁽⁴⁸⁾は、協定に従ってそれ以前に拿捕した相手国船はジャコトラで返還することから、捕獲して利用していたイギリス船の修理や艀装に金をかけないよう忠告している。

同月15日に、パタニ⁽⁴⁹⁾とアユタヤ⁽⁵⁰⁾へ送られた書翰によれば、クーンは「中国人と中国沿岸で貿易をするための方策が見つからない限り、我々はジャコトラでその貿易を確立するのが最良だ」との考えであり、そのためパタニから中国人が求める胡椒、白檀などをジャコトラへ運ぶこと、またアユタヤでは、中国人たちに、資金にも彼等の求める胡椒や白檀にも不足がなく、関税がかからず、戦争の危険もほとんど去ったジャコトラへ行くよう勧めることが求められていた。

1620年5月30日付のスペックス宛書翰⁽⁵¹⁾は、マニラ艦隊の第一隊が届けたもので、同日付の艦隊への訓令書を添えて、艦隊の作戦行動の詳細を知らせるものであった。

さらに、1620年6月13日付で、第二隊に託したスペックス宛書翰⁽⁵²⁾が届いた。同様に第二隊への訓令を付し、「平戸にある限り、我々の良い意見が両会社にとって最良の効果を発揮するよう促進することに援助を与える」ことを命じている。その一方で、防衛艦隊とは別に、アンボイナからマニラ近海へ三隻の船を送る計画も告げており、オランダ独自の作戦行動も維持しようとしていることが伺える。

この書翰では、日本からは、次期には1000ラストの米を送るよう命じており、船の手当てが困難であれば協定を利用してイギリス船に載せることも可能である、と指示している。また、前便で示された品物のうち、樟脳と豆と火縄が最優先で、それ以外は後でもよいことが示された。斧は不要であるが、長槍と刀は送ること、また捕獲船から得られたカンガン布もジャコトラへ送ることが求められている。

コーチシナでの取引や捕獲船によって得た中国商品はすべてジャコトラへ送ることが厳しく命じられた。コーチシナでの取引のために、この年、第一隊のホープ号で17000リアル、第二隊で16000リアルが送られ、さらに8000リアルの追加が予告された。

この年の初めにはスペックスは離任することが決まってお⁽⁵³⁾、後任にレナルト・カムプスを指名していたが、同日付でカムプス宛に後任としての心得を論じた書翰と任命書⁽⁵⁴⁾が送られた。

その後、1620年6月26日付のスペックス宛書翰⁽⁵⁵⁾をのせたエンドラハト号が、米と中国商品その他の本国向けの物を積むために、前述の8000リアルを載せて特派された。同書翰は、ジャコトラの食糧不足はかなり深刻であることを告げて米を督促している。

1620年7月31日の本国宛書翰の中で、クーンは「日本へも、6月21日にエンドラハト号を、中国商品と米を季節風期の最初にこちらへ持って帰るために送りました。良い品物のために日本銀を手に入れるかわりに、〔それとは反対に〕我々は、同地〔日本〕へ資本を増強するために何隻かの船で41750リアルを貨幣と銀で送らなければなりませんでした。それは余り都合の良いことではありません。何故なら、この資金は他の多くの場所で必要とされているからです。」⁽⁵⁶⁾と述べている。日本に資金を送って食糧必需品や中国商品を手に入れようとするのは本意ではあったが、当面の優先順位はジャコトラ周辺の食糧維持と本国への帰り荷の確保が先であった。

② 1621年

1621年前半、クーンは、バンダ諸島の島民が香料の引渡しを拒んだのを機に、前年来の懸案であったバンダ、アンボイナ方面への遠征を敢行した⁽⁵⁷⁾。1621年6月11日、アンボイナからモルッカを経由して日本へ行くニウ・ゼーラント号に託し、モルッカの長官ハウトマン及び平戸にいる防衛艦隊の司令官ヤンセン⁽⁵⁸⁾、そして平戸の新商館長カムプス⁽⁵⁹⁾に書翰を送っている。

ハウトマンへの訓令書⁽⁶⁰⁾では、この時モルッカにいた5隻のスシップ船のうち、2隻を日本へ送ることが指示された。そのうち1隻はゼーラント号で、日本の米を買うために8000レアルの資金を積んでいた。

平戸宛の2通の書翰では、バンダ遠征の経緯を伝えるとともに、防衛艦隊は第二次マニラ遠征を行なうべきことを告げ、それは両国にとって捕獲品を獲得するばかりでなく中国貿易を獲得するために必要であると述べている。イギリス側が参加を拒否する場合は単独で、マニラ遠征を行なうか、或いはその力がないと判断する場合には、スペイン・ポルトガル船及び中国沿岸のチンチュウ付近でマニラへ向かうジャンク船の捕獲を試みることを命じられた。対象は、「我々の渡航許可証を持ってジャコトラへ往來する以外の中国のジャンク船すべて」とされ、この捕獲は、中国人に脅威を与え、その領土内のいずれかの地で貿易を許可するよう強要するための手段と位置づけられている。ポルトガル人がそうやってマカオを獲得したように、「今まで甘言と贈物で得ようと試みてきたが、力づくで必ず獲得されるべきである」、と彼は断言している⁽⁶¹⁾。

日本商館への指示としては、送付すべき品としてモルッカへは米を、ジャコトラへは捕獲品及びコーチシナでの貿易品のうち本国で役に立つもの、中国商品はほとんどすべて、そして海黄とカンガン布を送るよう繰り返し、日本からの商品としては、鉄、銅、樟腦、麝香を挙げている。日本商館が求めたオランダ商品については本国へ伝えると答えるのみであった。さらにコーチシナとの貿易の継続を望むことを述べ、中国人及び日本人を送ることを求めている。日本人については、おそらく前年に既に海外へ連れ出すことに対し何らかの禁令が出たことが伝達されたのであろう、日本人を連れ出す許可を再び得るよう尽力することが命じられている。

(4) 日本商館の対応

① 艦隊の到着とマニラ遠征

マニラ艦隊の各船は、1620年8月11日までは到着し、その後の行動は平戸における両国共同会議に委ねられることになる⁽⁶²⁾。

オランダとイギリスの共同艦隊の日本近海への出現はそれ自体、幕府の疑いを招きかねないものである。あまつさえ、イギリス船エリザベス号は、台湾海峡で日本の平山常陳の船を拿捕し、曳航してきたのであった⁽⁶³⁾。

オランダ・イギリス両国の平戸商館は、この艦隊の入港によってはじめて、防衛協定の締結とマニラ遠征計画を知った。この艦隊に対する幕府の疑いを解き、平山常陳船の問題を解決するために、両商館長は9月1日江戸へ向かった。平戸に残った人々は、予告なき大艦隊の襲撃に奔走することになる。そもそも決定から1、2箇月でバタフィアを出た各船は、当初から万全の状態には程遠く、命令通り適時に艦隊を出帆させるのは、非常に困難な仕事であった。マサレラ氏はイギリス側について、物資が不足な上艦装コストが高く、借金に頼らざるを得ないなどの経済的

問題、そして一時に1000名もの人員が平戸に滞在し、その資質も待遇も劣悪だったことから規律の問題が深刻だったことを指摘している⁽⁶⁴⁾。1619年の艦装で既に多くの資金を費やしたと不満を述べていたオランダ側も、事情は同じだったであろう。

1621年1月3日、到着しなかったイギリスのホープ号とオランダのサンミッシェル号の代わりに、オランダがモルッカでイギリスから奪ったズワーン号が、費用は両国が折半する約束で加わり、9隻の船が河内浦を出た。出撃の情報は事前にマニラに伝わっており、スペイン人たちは、マニラの防備を固め、また中国ジャンク船に出帆を控えるよう警告を発する時間があった。加えてこれまで敵対してきた両国の混成艦隊には士気も連携もなく、空しくマニラ湾を遊弋し、艦隊としては5隻の中国ジャンク船を捕獲したのみで、6月29日に平戸へ帰着した⁽⁶⁵⁾。

② 日本からの書翰

1620年に日本からジャコトラへ送られた書翰は、2月24日付で3月1日の追伸のあるスペックスの1通⁽⁶⁶⁾しか残っていない。1621年6月11日付のヤンセン宛とカムプス宛の書翰から、両者が1620年12月25日と同24日付の書翰を、おそらくイギリス船に託したのであろう、クーンに送ったことがわかるが、何れも現存しないようである⁽⁶⁷⁾。

1621年日本へ到着したオランダ船は、マニラ遠征艦隊の帰還を除けば、8月6日にジャコトラからイギリス船ペパーコーン号とともに艦隊強化のために派遣されたムイデン号、9月6日と27日にモルッカから着いたアムステルダム号とニウ・ゼーラント号であった⁽⁶⁸⁾。ニウ・ゼーラント号によって前述の6月11日付の艦隊司令官ヤンセン宛の書翰⁽⁶⁹⁾、同日付のカンプス宛の書翰⁽⁷⁰⁾は受領された。これに対し司令官ヤンセンが10月12日付⁽⁷¹⁾、トラウ号の指揮官でオランダ側次席のルフェーブルが14日付⁽⁷²⁾、そしてカムプスが15日付⁽⁷³⁾の書翰をズワーン号に託送している。前二者は、主に第一次マニラ遠征の報告及び第二次マニラ遠征の計画について述べている。ルフェーブルの書翰は、マカオの占拠を提案している点が注目される。

カムプスの書翰の内容は広汎にわたるが、本稿の主旨に関わる範囲では、次の諸点が重要である。第一は、1621年に日本からジャンク船を送ってコーチシナ及びシャムとの貿易が試みられていることである。コーチシナについては、3月5日、ヤン・ヨーステンのジャンク船に、かき集めた35764グルデンの資本と総督からの書翰を携えた商務員テン・ブルッケが便乗し、国王の引見を受け、自由貿易許可の文書を得た。これを契機にジャコトラから資本を積んだ船を送ることが要請されている。一方、シャムへは、日付は不明であるがわずか3043グルデン余りの資本を積んだジャンク船を送り、その船は戻れずにいることが述べられている。また、長崎にいる自由市民フィンセント・ロメインを通して、カンボディアのヤコブ・ハールマンの書簡を受け取っており、ハールマンは、この年パタニからハリアッセ号とフォス号がカンボディアへ派遣され、商館が設立され、同地に来る中国人から生糸を仕入れる契約を結ぼうとしている、と伝えている。日本及びこれらの地域では、それぞれに中国貿易の維持拡大が模索され続けていた。

ジャコトラ以外の地へ行こうとするジャンク船すべてを捕獲せよという1621年6月11日付の命令は、こうした努力に水を差すものであった。カムプスはコーチシナにおける中国貿易の有効性を説き、すべての中国ジャンク船を捕獲するなら、コーチシナへ来ようとするジャンク船も自由に航行できず、他のすべてのジャンク船も恐れて港に留まってしまうので、命令を中止するよう

求めている⁽⁷⁴⁾。

第二は、防衛艦隊の平戸滞在に関してである。これについては当事者であるヤンセンとルフェーブルも経過と反省を述べているが、カムプスの報告の中心は、船員たちの統制の困難さであり、イギリス人及び日本人との間のトラブルが絶えず、商館長にとって苦痛の種であったことを示している。

第三は、日本に対して要請された諸品の送付に関してである。モルッカへは、アムステルダム号に載せて米とアラク酒を送る。また、ジャコトラへ送るべき銅、鉄、梁材や木材等については、概ね要請に応じて送ることが可能であつたらしい。しかし、中国の絹製品については、第一次マニラ遠征の成果が予想に反する貧弱なものであつたため、残念ながら要求を満たすことはできないと報告している。また、樟脳については、余りに大量の買占めに、若干の危惧を覚えていることが窺われる⁽⁷⁵⁾。それは翌年現実のものとなるのである。

第四の点は、日本との関係のあり方についてである⁽⁷⁶⁾。オランダ船が日本のジャンク船をジャコトラへ連行し、かつ100レアルの税を取ったという風聞が伝わった。この船は日本へ戻らずコーチシナへ渡ったようで、詳細はわからず、当面日本で問題にされることはなかったが、カムプスは「皇帝(将軍)の渡航許可証(朱印状)に対する侵害」を危惧している。「上司方は日本についてどのように考えているのか」とカムプスは訴える。バンタムのパンゲランやジャワの諸侯の類を相手にしていると思うのは誤りである。それがどこであってもポルトガル船と遭遇した場合すべて攻撃し、拿捕せよ、という上司方の命令には驚愕した。日本の領土内でそのようなことをしたらどうなるか、既にオランダ船がマカオのフレガット船を追跡して長崎近辺に至った時、長崎の代官権六殿(長谷川藤正)がどのように厳しくそれを禁じたか、「日本の皇帝はマカッサルの王ではない、彼の港や碇泊地への侵害は決して許容されない」のであり、現状においてそれは全く得策でない、と。

折しもこの年の9月14日(元和7年7月28日)、江戸から戻った松浦鎮信は英蘭商館長を呼び出し、日本人を買取り異国へ渡海させること、刀・脇差・総ての武具類を異国へ持ち出すこと、洋中でははんをすることを停止する禁令を伝達している⁽⁷⁷⁾。カムプスはこの禁令の内容とともに、ズワーン号に積荷として載せてあつた去年購入した長槍100本を下ろすことが命じられたこと、ジャコトラへ戻るスペックスが長年使っていた日本人給仕を連れ帰ることも拒否されたことを示し、禁令が厳しく守られようとしていることを伝えている。また、若干の脅しを込めてか、米の輸出についても困難が生じる惧れがある、と付け加えている⁽⁷⁸⁾。この禁令の解釈については、前商館長で、召喚命令にも拘らずこの時まで日本に滞在しており、ズワーン号で帰還したスペックスが、自らの立場を弁明するため召喚命令の執行を命じられていたヤンセンに対して提出した弁明書の中で、解説を加えている⁽⁷⁹⁾。スペックスの意見は、日本人の連れ出しと武器軍需品の輸出の禁止については、再許可の請願を行なうべきである、ばはんの禁止については、日本の領界の範囲の明示を求めることが必要であり、領界内での敵船拿捕は立場を危うくする、というものであつた。

③ 第二次マニラ遠征

第一次マニラ遠征の艦隊が平戸に戻ったちょうどその頃、1621年6月30日、ジャコトラの両国

防衛委員会は、今度はオランダ側のウィレム・ヤンセンが総司令官となり、再度のマニラ遠征を行なうことを決定した⁽⁸⁰⁾。イギリス船ペーパーコーン号とオランダ船ムイデン号がその知らせを持って、艦隊を補強すべく派遣され、7月26日、27日に平戸に到着した。この時送られた6月30日付の訓令書は現存しないようであるが、その直前の6月11日付書翰⁽⁸¹⁾でクーンはヤンセンとカムプスにこの遠征について知らせている。

平戸の両国防衛会議では9月10日、ペーパーコーン号とムイデン号はチンチュウ付近へ先行し、マニラへ向かう中国ジャンク船を威嚇すべく遊弋し、他の8隻すなわちオランダの旗艦バンタム号、トラウ号、ホープ号、ハールレム号、イギリスの副旗艦ムーン号、パルスグレイブ号、エリザベス号、ブル号は12月1日の出発を期して準備を行なうことが決議された⁽⁸²⁾。実際には前者は10月18日、後者は11月23日に平戸を出発し、合流後マニラ湾前面に至った⁽⁸³⁾。その後1622年5月には4隻がマカオ方面を6月20日まで遊弋し、残りの6隻の船はピスカドーレ諸島近海を哨戒することになった。後者は6月18日にそろって平戸へ戻り、マカオ方面を担当したイギリス船パルスグレイブ号とブル号は7月8日にオランダ艦隊によるマカオ攻撃の第一報をもたらした⁽⁸⁴⁾。第二次遠征の捕獲の戦果はポルトガルのガリオット船1隻、ジャンク船が6隻、そして多数の三板船⁽⁸⁵⁾で、イギリス商館長コックスは「昨年よりはるかに実り多い航海」⁽⁸⁶⁾と評価していた。しかし、両国艦隊の共同行動はあらゆる面でもはや限界にあり、バタフィアの防衛委員会からの指示に基づき、1622年8月12日、平戸の両国防衛艦隊は解散を決議した⁽⁸⁷⁾。

三、中国沿岸艦隊と1622年の日本商館

(1) 中国沿岸艦隊の構想と発動

1621年前半にバンダ島を完全に制圧したクーンの次の一手は、長く懸案となってきた中国貿易の獲得に本腰を入れることであった。

ジャコトラでは、主に中国（あるいは域内）貿易の同地への集中を図るため、8月4日、シャム湾沿岸のすべての商館、すなわちパタニ、サンゴラ、リゴール、ボルテロン、シャム、カンボディアを撤収すること、その実行のためにジャックス・コレイン・ヤンセンを監察官として派遣することを決めた⁽⁸⁸⁾。この知らせがシャム貿易の停止という形で日本へ伝わるのは翌1622年になってからのことである。

しかし、多数のジャンク船をジャコトラのみに集中させるのは到底不可能であった。1621年11月16日付の本国宛書翰の中で、クーンはこう述べている。「毎年いくらかの船を、中国人と取引をし、マニラにおける取引を妨げるため、資金と商品を載せて中国沿岸へ送ることが必要です。今年当地には6隻の中国ジャンク船が来ました。彼等は17隻のジャンク船のための通航許可証を持って行きました。従って、来る年に多くの中国ジャンク船が当地に来ることは疑いありません。しかし、祖国のために役立つ豊富な商品は（言われるところに拠れば）もたらされません。また、何人かの中国人が言うには、我々が中国沿岸かその近辺に、そこで我々と取引ができる固定的な場所を持たない限り、毎年我々が艦隊でマニラ近海にいても、マニラへの航海をやめることはない、なぜなら、商品を売り、大きな利益を得るためには、常にあれやこれやのことを敢えてするのである、とのことです。しかし、もし我々が彼等の国のあたりに、そこで我々と適切に

取引ができるような場所を得るならば、まもなく〔ジャンク船は〕我々のところに来るでしょう、そして彼等をマニラから離れさせるために多くの努力をする必要はないはずです。船と人員と資金の不足のため、これまでそれを実行できませんでした。今は、資金は全くありませんが、船は充分にあります。今本国から得たものはすべて、再びそちらへの帰り荷の仕入れに分配されてしまうので、以前と同様に貧弱です。来る季節風期には、神の御慈愛により、何隻かの船を、苦勞してかき集めることができたなけなしのものとともに、何がなし得るかを調べるために中国沿岸へ送ります。資金があれば、我々は中国貿易を欠くことはないでしょう。貴下等はそれを信じて我々に多額のものを送ってください。…」⁽⁸⁹⁾同じ手紙でクーンは、今年々送られてくる金額では帰り荷を仕入れ艀装と要塞及び人員の生活を維持するだけでいっぱいであり、域内貿易に回す資本は増強されないと具体的な数字を挙げて不平を述べている。しかし、この時点で彼は、本国からの資金が当てにできなくても中国沿岸への遠征を行なうことを決意していたのである。

そして、1622年1月31日付のモルッカの長官ハウトマンに宛てた書翰で、クーンは「中国貿易を手に入れるためには、マカオを占領するか、中国沿岸近辺のどこか他の場所を占拠することが必要である」として、そのため少しでも資金を回すことを命じている⁽⁹⁰⁾。この遠征が、兵力を「モルッカ諸島とアンボイナの事態是正のために」送るべきか、クーンの考えの通り中国沿岸に送るべきかの長い議論の末、バタフィア⁽⁹¹⁾の評議会で正式に決定されるのは、2月15日のことである⁽⁹²⁾。その決議によれば、同艦隊の目的は、第一にマカオを占領すること、それが不可能な場合は中国沿岸付近に適地を求め拠点を築くことである。その候補地は、ピスカドール諸島のほかにレケオ・ペケノ、あるいはマカオ、チンチュウ周辺の島々のいずれか、調査の上最適の場所を選ぶこととされた⁽⁹³⁾。

本稿では、この遠征自体の詳細には触れないが、簡単な経緯のみをまとめておく⁽⁹⁴⁾。同艦隊はズーリックゼー、フローニンゲン、ハリアッセ、デルフト、エンクハイゼン、エンゲルセ・ベール、ハーン、アルマイデン、ヴィクトリア、シント・クルス、シント・ラウレンス、シント・ニコラスの12隻、オランダ人約1000名、奴隷150名の人員からなる。司令官には、コルネリス・レイエルセンが指名された。4月10日に8隻の船がバタフィアを出発し、途中4隻が合流した。6月24日にマカオを攻撃したが、ポルトガルの防戦に遭って敗退した。攻撃に際し、マニラ艦隊から2隻のオランダ船が参加したこと、付近にいた2隻のイギリス船は完全に無視されたことが、イギリス商館長コックスの書翰に記されている⁽⁹⁵⁾。その後、艦隊は数隻の船を周辺の遊弋に向かわせたが、本隊はピスカドール（澎湖）諸島に向かい、7月11日ごろ到着した。良港を求め同諸島及びフォルモサ（台湾）島のいくつもの湾を調査した結果、8月1日ピスカドールの一島に要塞を築くことに決定した。同じ頃中国当局と通商の交渉を開始したが、中国側はピスカドール諸島を撤退することを要求した。延々と交渉と駆引きを続けた挙げ句、オランダ側がタイオワンへ移転を余儀なくされるのは、1624年のことである。

(2) 日本に対する認識と要求

1621年後半以降の、バタフィアにおける状況と方針の変化、そして元和七年の禁令の伝達は、日本に対する認識と要求にも変化を与えたと考えられる。

前述のハウトマン宛の書翰⁽⁹⁶⁾の中で、クーンは、日本に艀装や修理のために船を送らず、ア

ンボイナやバング等で用が済まない場合は、バタフィアへ送るよう指示している。また、中国沿岸艦隊派遣の決議の中では、中国沿岸に拠点が必要な理由として、「おそらく敵が行なっているであろう活動によって、我々が日本に大艦隊を碇泊させることが皇帝(将軍秀忠)によって拒絶されるかもしれない」こと、そうでない場合でも、日本では経費がかさむことを挙げている⁽⁹⁷⁾。さらに、艦隊への訓令書にはバタフィアから調達できないものを運搬するために必要な船以外は、日本へ送らないこと、船の修理はバタフィアで行なうこと、日本からジャンク船ヒラド号が艦隊の合流地点に必需品を届ける手筈にすることを命じている⁽⁹⁸⁾。

1622年日本へは、4月9日付の総督クーンと次席にあたる事務総長カルペンティールそれぞれの書翰⁽⁹⁹⁾が、ジャンク船ヒラド号で7月29日に、6月2日付の総督書翰⁽¹⁰⁰⁾がクレーン・トーレン号で8月11日に到着している。6月19日付の総督書翰⁽¹⁰¹⁾はサムソン号に託送されたが、到着日は確認できない。これらの書翰は、主に以下の点について述べている。

① ズワーン号が1621年12月2日に到着し、同年10月15日付書翰及び前商館長スペックスの口頭報告により、日本の状況を理解したこと、その後ゼーラント号も到着し、1622年2月15日付書翰⁽¹⁰²⁾も受け取ったこと。

② 前年シャムに置き残した主に蘇木と鹿皮からなる積荷を日本へ送るため、ジャンク船ヒラド号をシャム経由で送る。シャム商館は引揚げ予定なので、日本から船も商品も送らないこと。シャム貿易について事務総長は、莫大な利益を上げ得る取引であるにもかかわらず、現状ではそのために資本を蓄えてヨーロッパへの帰り荷が軽視されるのは不都合だと説明している。本国の重役たちが会社の方針を転換しない限り、域内貿易の維持は困難だといっているのである。本国の要求する毎年の送付資本に見合う帰り荷の調達は、域内に資本を残して回転させることを困難にしていた。

③ 中国沿岸へ艦隊を派遣するので、銀及び求められた必需品は供給すること。同艦隊への訓令書の写しを添えて、艦隊をいかに支えるかについては詳細な指示がされている。

④ バタフィアからの積荷は大羅紗、真綿、ポイル糸、絹織物、象牙、白檀、丁子、亜鉛、ギネア木綿等である。販売と換金に全力を尽くし、売上代金で良質の銀、鉄、銅、モルッカと中国沿岸艦隊へ送る米を入手すべきこと。この年日本へ送られた商品の全貌は不明であるが、ヒラド号の積荷はバタフィアからおよそ34000グルデン、シャムから80000グルデンほどと計算されており、その合計は換算すると45000～50000リアルほどである⁽¹⁰³⁾。他の来航船は中国艦隊への補給を主目的としており、日本向け商品の送付量は、相変わらず多いとは言えない。日本から送るべき品についての指示は、中国艦隊の状況と密接に関わるものとなっている。本国からの補給に頼れぬまま、艦隊が持参した資本の銀は当初から十分なものとは考えられていなかった。もし中国貿易が早期に獲得された場合には、防衛艦隊の捕獲品も含め可能な限りの商品を日本で売却し、銀を艦隊に送ること、そうでない場合には、捕獲品は日本では販売せず帰り荷とするためバタフィアへ送り、日本からも銀のほか鉄や銅を入手して送れ、とバタフィアに帰り荷とその入手のための銀を送ることが期待された。

⑤ 樟腦の仕入れを中止し、再販売による処分も考えること。樟腦については、1620年12月12日の本国より総督への書翰⁽¹⁰⁴⁾(同書翰を載せたハウダ号は1621年8月31日到着した)においては買占めが求められていたが、21年10月24日の書翰ではこれ以上不要であると命じられている⁽¹⁰⁵⁾。この書翰の到着日は不明であるが、1622年3月26日の本国宛書翰には、その指示を遺憾に思うと

の返答がある⁽¹⁰⁶⁾。東インドへかなりの時差をもって届く本国からの指令に、出先の商館は翻弄されている。

⑥ 前年の禁令は遺憾であるが、「かつての自由を求めるために費用も労力もかけてはならない」こと、大仰な訴訟は逆効果と思われるので、慎重な請願を行なうに留めること。

前年の禁令は、10月15日付書翰とスペックスの報告によってバタフィアの知るところとなったが、それに対する対応は、一言で言うなら「日本なしでもやっていける」状態を作り、日本側にもそう見せることだったようである。すなわち、日本側が艦隊の入港や前年に禁止された人員と武器弾薬に加えさらに補給のための物資持ち出しを禁じても困らないように、日本への寄港は最小限に留め、艦装修理は行なわず食糧等もできる限りバタフィアから補給する、ということである⁽¹⁰⁷⁾。修理・補給の縮小は日本におけるそれらの経費が高いこともその一因ではあった。その一方、「海賊の汚名を雪ぐ」ことは望まれているものの、そのための具体的方策は示されておらず、むしろ中国沿岸艦隊の中国人との戦闘を日本にも益あるものと弁明し、兵力や武器必需品の供給への協力を求める機会を探ることを命じている。この時点では前商館長スペックスもバタフィアにおり、評議会の一員に名を連ねているのであるが、前年の禁令に対し総督と評議会があまり差し迫った危機意識を持っていたようには感じられない。

(3) 日本商館の対応

こうした指示を得た段階で、カムプスの報告書は書かれた。以下にその要旨を示そう。

最初にカムプスは、日本においては、東インドの他の場所とは異なり、危害への恐怖や利益への期待からではなく、将軍が自らの善良さと強大さ、外国人への好意を示すために上陸と貿易を認めている、として、日本が、国土の大きさと勇敢な兵士を背景に強大な権力をもつ将軍のもと、産物が豊富で自給可能な国であることを述べ、カスティリア人とポルトガル人は日本のことをよく知り、対日貿易によって富裕となったと指摘している。

その上で彼は、報告書の目的はそれを説明することではなく、「この国の状況が知られずあるいは皆に無視されるのではないかと疑うので、そのことをただ短く要点のみ、無知に盲目的に日本を軽蔑するだけでなく会社にとって無用だと考える会社の職員の何がしかを啓蒙するため」としている。そして、この報告で彼が主張するのは、カスティリア人ポルトガル人は、日本貿易の利益が余りに莫大なため、いかなる屈辱や危険にもその航海を止めないのであり、今やクーンの指導によってオランダ人はマカオの住人を抑制し、彼等の日本への航海を妨害するに至ったのであるから、後は彼等が長年得てきたものを獲得する、すなわち今こそ日本貿易の拡大充実を図るべきである、ということに尽きる。中国貿易を手に入れようとしている今、そして「総督の提案に基づく我々の計画」がうまく行けば、そこで入手した貨物を日本で販売することによって、多大な利益を得ることができることを、彼は数字をもって示そうとしたのである。そこで挙げられた商品は、白糸、ポイル生糸、片撚生糸、真綿、茶宇、大海黄、縹子、緞子、天鷲絨、ゴロフクレン、ラムフェルズ、サージなどであった。見込まれる利益は年に850000レアル余りという大きな数字になっている⁽¹⁰⁸⁾。良質の大羅紗などのヨーロッパ製品、いくらかの丁子や胡椒、象牙も中国製品を補完し得ると述べられている。さらに彼は、日本との貿易を拡充する際、最も重要なのは将軍の好意であること、資本の不足は日本人と中国人の資本を利用すればよいこと、その他

の具体的な補足を加えている。そして彼がこの報告を書くに至ったのは、本国が投資に応える膨大な帰荷を要求するために、東インドの域内ではそれぞれの場所での注文が充分満たせない状況にあるので、日本の状況を本国に知らせ、然るべく日本で取引のための注文が満たされるようにして欲しい、という願いからである、と言うのがこの報告の結論である。この報告は、1623年1月29日付で前商館長スペックスの、ここに示された商品の売りさばきは可能であること、金銀比価の差により、日本への投資はさらなる利益が見込めること、日本からの祖国への帰荷は現状では少ししか実行できないこと、などの意見を付され、1623年2月、クーンが帰国する際同じマウリティウス号に載せられ本国へ送られた。

この季節風期、カムプスは他に、9月18日付⁽¹⁰⁹⁾、11月30日付⁽¹¹⁰⁾、12月10日付⁽¹¹¹⁾、1623年1月12日付⁽¹¹²⁾でカルペンティールに書翰を送っている。それらから日本商館の状況と活動を見てみよう。

9月18日付書翰によれば、ヒラド号で到着した商品は、一部に傷みや不足などがあったが、概ね良い値段で売れた。マカオからのポルトガル船が到着しないので、絹製品は高騰しており、急いで手放さなければもっと良い値段で売れた、とカムプスは惜しんでいる。捕獲商品については、一部は、本国では役に立たない、あるいは売れ行きの悪い商品の販売促進の手段となる、等の理由で日本に保管するとしている。捕獲商品の転送は「非常に不名誉なことで、他の者が持って来るのを妨げ、我々によってもたらされたものをまた持ち去っているという、オランダ人への悪い評判を助長する」⁽¹¹³⁾と考えられた。

カムプスは、日本における調達、販売、換金に努力し、トラウ号、マイデン号、クレーン・トレン号、バンタム号、シント・クルス号の五隻で16000レアルの銀をピスカドル諸島にいるレイエルセン艦隊に送ることにした。台風のためこれらの船は被害を受け、一度戻ってきてしまったが、10月27日と11月5日に改めて出発した。さらにジャンク船ヒラド号は、艦隊に届ける50000レアルの銀とバタフィアから求められた商品を積み、ピスカドル諸島経由でバタフィアへ向かった。11月30日付の書翰によれば、日本商館がレイエルセンに送った資本は130000レアルとされる。

カムプスはシャム貿易の停止についての命令を了解したが、その間日本人たちがこの航路で利益を上げるだろうと残念がっており、1623年1月12日付の書翰では、本年はシャム向けの朱印状は発給されないとの見通しを示し、シャム貿易はなおも有望だと派船を勧めている⁽¹¹⁴⁾。

さらに、彼の書翰はイギリス商館が閉鎖の見込みであることを報じ、イギリス人が退去し、ポルトガル人が来航を許されなくなれば、東インドにおいて日本ほど利益を生む場所はないだろうと主張する。そのためにも、「来年は我々に良い積荷をお送り下さるよう」、日本向けの商品が然るべく送られれば、必要なだけの銀も中国商品も、それ以上の投資をせずに得ることができる、「皇帝(将軍)の銀鉞の出資者」の如くになれるのである⁽¹¹⁵⁾、と彼は言う。

マカオにおける敗退、ピスカドル諸島への到着、というところまでの経過が、「中国貿易の獲得」と考えられたのかどうかは疑問であるが、カムプスはそんなことには構わず、この機会を日本商館の実績を作るために徹底的に使った。日本側に対しては海賊ではなく商品をもたらす商売をする姿勢を見せ、バタフィアや本国の上司たちに対しても報告書に述べたことを少しでも実現しようと、与えられた限りのもので銀の獲得に全力をあげたのである。

おわりに

以上年次を追って見てきたことを、会社の状況、中国貿易の方針、日本に対する要求、という観点から整理してみよう。

オランダ東インド会社は、アジアにおいて「出会い貿易の中心地」を求めてきたが、1619年ジャカトラの割譲を得、本格的要塞と都市を建設し、同地をその「中心地」とする可能性がひらけてきた。総督クーンは、域内貿易への参入を目指していたが、イギリス、スペイン・ポルトガル、そして複数の現地政権と対立状態にあり、本国からの補給が鈍い中、船体、人員、資本、食糧をはじめとする必需品のすべてが欠乏していた。1620年、ジャカトラの東インド評議会は、まずはジャカトラ周辺のイギリス勢力を駆逐することに決したが、蘭英防衛協定の報に、その矛先を転ずることになった。イギリスとともに二度にわたってマニラ近海へ艦隊を出動させる一方、1621年にはバンダ諸島への遠征を果たし、アンボイナ・モルッカとも取引の契約を結んだことで、ひとまず香料諸島における地歩を固めた会社は、1622年、いよいよ中国貿易獲得に本腰を入れることになった。

香料諸島とともに域内貿易の一つの核となり、本国への帰り荷供給にも不可欠な中国との貿易については、直接交渉が成功しないため、当初はパタニ、マラッカ等でやってくる中国船と出会い貿易を行なう方針であった。獲得した生糸・絹製品を中心とする中国商品は、域内への再投資より本国が求める帰り荷としてジャカトラに集められた。ジャカトラの建設が進むにつれ、中国船との貿易をジャカトラに集中させることが企てられたが、それは、これまでの各地での中国船との出会い貿易を阻害するものであった。中国船をジャカトラ以外へ行かせないために、拿捕や連行、渡航の強制が命じられ、さらにいくつかの商館は閉鎖することに決められた。しかし、ジャカトラのみへの中国船の集中は到底不可能であったので、中国船を集中させ貿易を行なう場所としてはマカオを奪うか、中国沿岸近辺のどこかに拠点を築くことがより有利だと考えられるようになった。そのために艦隊を派遣するというのが、次の一手であった。

こうした東インドの状況と中国貿易獲得のための方策の変化によって、日本に対する要求も、食糧・必需品及び中国人・日本人の供給、船の艦装、日本からのコーチシナやシャムへの中国貿易のための派船、さらに防衛艦隊の寄港地としての艦装と補給というそれまでのものから、1622年には大きく変化した。バタフィアでの艦装・補給ができる見通しが立ったこと、そしてここ数年の日本側にとって目に余る日本近海での敵船捕獲活動が元和七年の禁令を招いたことから、「日本なしで済ます」ことも可能なように日本における艦装・補給は最低限に留めることとされた。今まで最良の商品と言われてきた樟脳も一転して厄介者扱いとなった。日本商館は中国沿岸艦隊への銀の補給を要請されたが、中国商品・捕獲品の扱いは、艦隊の動向次第で、どれだけ日本市場に投入されるか不確定であった。

1622年は日本商館にとって一つのチャンスではあった。中国沿岸艦隊の発動によって、前商館長スペックス以来主張し続けてきた、日本市場への中国商品・ヨーロッパ商品の投入による日本銀の獲得、という本来あるべきと考えられていた姿を実現し得る状況が現出したのである。しかし、その反面、前年の禁令は、それまで日本が果たしてきた補給や艦装の役割に影を落とし、総督・東インド評議会は、日本における補給・艦装を縮小する方向に動いた。幕府による規制がさ

らに厳しくなれば、「日本なしで済ます」ことが選択される可能性もあった。その上マカオ攻撃は既に失敗し、中国沿岸付近に拠点を設けての中国貿易がすぐには実現しないとしたら、シヤムへの派船も停止された日本商館は、僅かに捕獲品を中継し、そのおこぼれにすぎるだけの存在になってしまうかもしれない。日本向け商品の供給は相変わらず不十分なままである。この時点での日蘭貿易の展望は、はなはだ不確かな、心許ないものであったと言わざるを得ない。

冒頭の課題に即して言えば、カンプスの報告書は、こうした状況下での日本商館の自己主張であった、と言うことができる。日本貿易の利益と将来性について会社上層部を納得させ、日本に必要な商品が充分送られれば、販売によって多くの利益を上げ、有用な商館として安定的に存続できる。出資してこそ銀鉱の分け前に与えるというものである。そして商人としての実質を見せることが、海賊の汚名を雪ぎ、幕府によっても存続を容認される鍵となるのである。そのためには、座して船を待っているだけでは足りない、本国は勿論、バタフィアにもいるであろう日本の有用性を理解していない人々を説得しようとするのが、この報告書が書かれた動機だったと考えられる。

域内貿易への参入も、中国貿易の獲得も、そして日本銀の重要性も、大筋としては、早くから東インド会社上層部の構想の中に存在していたと思われる。しかし、それが予定されたプログラムの如く、連関を持って着々と実現されていったわけでは決してない。東インドにおける総督とその評議会は、一つ一つの局面に必要なこと、可能なことを選択して対処していく段階にあった。その意思決定の際に優先されるのは、まずは本国重役会⁽¹¹⁶⁾の切望する、会社の存続に直結する本国への帰り荷の確保であり、次いで、東インド内における情勢判断と力の配分であった。蘭英防衛協定のような国家の意思がそれらよりさらに上に来ることは言うまでもない。個々の商館は、その中で必要な役割を与えられ、存続の可否さえ決定される。日本商館もその例外ではない。クーンが「日本なしで済ます」ことを本気で考えていたのかどうかは疑わしいが、少なくともいくつかの商館にはその可能性が伝えられたのである。

バタフィアにおける意思決定においては、東インドの状況、中国貿易獲得のための行動の帰趨が、日本貿易の将来を決めるのであり、その逆では有り得ない。日本貿易の発展のために中国貿易の獲得が目指されたわけではないのである。だからこそ、日本商館長カンプスは、日本における貿易の将来性を強調し、日本商館が東インド、さらには本国に対して貢献できることを示す必要があったのである。

カンプスの報告書には明確な宛名が記されていない⁽¹¹⁷⁾が、「私と同意見でおられるなら、…上司方にこの日本の国の状態を紹介してこの我々の注文が毎年迅速に満たされるよう注意を惹いていただきたい」⁽¹¹⁸⁾といった表現から、最終的に本国重役会に提示されることを期待しつつ総督宛に出したものと推測されよう。総督クーンは、具体的数字はともかくカンプスの主張する日本の有用性は百も承知だったであろう。ほぼ同じ頃、彼は本国に対し、中国貿易は必ず手に入るのので、「中国商品に関わる対日貿易を行ない、相当額のオランダへの帰り荷を仕入れるための銀を同地〔日本〕で勝ち取るために」多額の資本を送ることを求めている⁽¹¹⁹⁾。しかし、東インド全体を見据えた時、彼にとっては日本は一つのコマに過ぎなかった。この報告書はクーンの帰国の際同じ船で運ばれている。おそらくクーンは、本国重役会に対しより多くの資本を東インドに送るよう迫る際、この報告書を存分に活用したことであろう。

〔付記〕 本稿の作成にあたって、オランダ語史料の翻訳に関しては日蘭学会事務局のイサベル・田中・ファン・ダーレン氏から、また商品名等については本所非常勤職員行武和博氏から数々のご教示をいただいた。記して謝意を表したい。

〔註〕

- (1) Cort verhael van 't proffijt, dienst, ende nutticheyt dat de heeren Bewinthebberen der Generaele Vereenighede Nederlandshe Oost Indische Compagnie in Jappan souden ghenieten bij sooverre haere Edele den Chineesen handel bequamen volgens den voorslach van den Edelen Heer Gouverneur-Generael Jan Pieterse Coen (『大日本史料十二編之五十六』(2002) 元和八年年末雜載 貿易の条(欧文材料第四十号) 361-381頁)。この文書について若干の書誌的説明をしておこう。この文書の原本は、オランダ国立中央文書館所蔵オランダ東インド会社(VOC)文書のうち、『東インドよりの到着文書集』(Overgecomen Brieven uit Indië) 1623年度第二冊(VOC1077/KA989)に収められている。この報告は同時代から注目されていたようで、Isaac Commelin: *Begin ende Voortgangh van de Vereenighde Nederlandsche Geoctroyeerde Oost-Indische Compagnie* (Amsterdam 1645) (イザーク・コンメリン〔編〕『和蘭東印度会社の起原及び進歩』)の第二巻所収の Hendrick Haegaer: *Verhael van de Reyse gedaen inde Meeste Deelen van de Oost-Indiën* (ヘンドリック・ハーヘナール「東印度各地旅行記」)に付載された7編の一つとして刊行された。付編の冒頭に置かれたのが *Beschrijvinghe van het machtigh Coninckrijk Iapan, gestelt door François Caron*,… (フランソワ・カロン「強き王国日本の記事」通称「日本大王国志」)である。『日本大王国志』を翻訳した幸田成友氏の解説(『日本大王国志』東洋堂 1948 附録 其二 日本大王国志の寫本及び版本 93-114頁)に拠れば、付載の他の6編は最初から「日本大王国志」の一部を成していたわけではないらしい。しかし、その後「日本大王国志」が『起原と進歩』から独立して何度か刊行された際、他の6編も附録として収載されているようである。幸田氏が依拠した、カロン本人の認定修正を得たとされる1661年版においても、それは同様である。しかし、コンメリンの版以来、活字版では、この報告書の重要な一部分が欠落していた。報告書の目玉とも言うべき、日本に必要な商品の目録のうち、肝心の販売価格と売上高の見積の部分(本稿挿入図版の右側)である。ナホッドは原文書を参照したのであろう、この目録部分全体を表として収載し、コンメリンにはないスペックスの1623年1月29日付の付記を加えている。また、この報告書のそれまでの引用事例とその誤謬について、註四七八で指摘している(オスカー・ナホッド著富永牧太訳『十七世紀日蘭交渉史』養徳社 1956)。幸田氏は、この表をドイツ語のナホッド原著から訳載しているが、原文書は参照していないと思われる。また加藤榮一「成立期の糸割符に関する一考察」(寶月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究 近世編』吉川弘文館 1967)はこの目録を原文書から簡潔な表に整理しているが、見込み利益の総額の部分を省略している(同書84頁)。『大日本史料』12-56では、原文書からその全体を掲載し訳出した(原文 pp.172-183 訳文361-381頁)。
- (2) ナホッド註(1) 前掲書121-122頁、岩生成一『新版朱印船貿易史の研究』(吉川弘文館 1985) 439-440頁、加藤註(3) 論文424頁・502頁、永積洋子・武田万里子『平戸オランダ商館イギリス商館日記』(そしえて 1981) 31頁、レオナルド・ブリュッセ「解放から隔絶へ—平戸における初

期の日蘭関係 1600-1640年—」(ブリュッセ他編『日蘭交流400年の歴史と展望』日蘭学会 2000) 32頁など。

- (3) 田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』(吉川弘文館 1989) 407-523頁、引用は498頁より。同論文のちに構成の変更と若干の整除を加えて加藤榮一『幕藩制国家の形成と外国貿易』(校倉書房 1993) に再録された。
- (4) 中村質編『鎖国と国際関係』(吉川弘文館 1997) 186-208頁。
- (5) 永積洋子前掲註(4) 論文186-187頁。総督であったクーンの受発信書翰及びクーンのもとで行なわれた決議・判決等を収録した『クーン書翰集』(H. T. Colenbrander & W. Ph. Coolhaas (eds.), *Jan Pietersz. Coen, Bescheiden omtrent zijn bedrijf in Indië*. 7 vols., 's-Gravenhage, 1919-1953. (以下 *Coen*)) の分析が必要であるという方法に関する永積氏の指摘は妥当なものと考えられるが、実際の同氏の分析は、おそらく「戦略拠点」の内容をその三点と定義されたものであろうか、日本人の獲得、二武器・弾薬の輸出、三食料品の調達の三点についての言及に紙幅が割かれており、四期待された日本貿易像の章は簡略な内容に留まっている。
- (6) 「戦略拠点」という用語は、歴史的名辞として必ずしも十分に吟味されておらず、要件が不明確であること、また、「戦略拠点」の役割を期待されることと、現実にその機能を果たすことは別の次元の問題であることのみを指摘しておきたい。
- (7) 1619年のジャコトラ占領後、同地はバタフィアと改称されるが、総督及び評議会がその決議にバタフィアという呼称を用いるのは、1621年8月25日(グレゴリオ暦、以下本稿では元号を付した場合以外は同暦を用いる)以降とされる(Coolhaas (ed.), *Generale Missiven van Gouverneur-Generaal en Raden aan Heeren XVII der Verenigde Oostindische Compagnie deel I* ('s-Gravenhage 1960) p.118 note 1)。本稿では、引用の中では原文書が用いる呼称をそのまま訳出するが、本文の叙述においては1622年以降及び一般的呼称としてはバタフィアを用い、1621年以前についてはジャコトラを用いる。
- (8) 加藤註(3) 前掲論文497-502頁。
- (9) クーンの時代に、オランダの東インドにおける基礎が確立したというのは、諸書の一致するところである。永積昭『オランダ東インド会社』(近藤出版社 世界史研究叢書6 1971) 64頁、エイクマン/スターベル著・村上直次郎/原徹郎訳『蘭領印度史』(東亞研究所 1942) 72頁、Femme S. Gastra, *De Geschiedenis van de VOC* (Zutphen 1991) p.37, p.124。
- (10) 「出会い貿易地」という訳語は永積昭註(9) 前掲書53-54頁による。generale rendezvous は出会い貿易とともに、オランダ東インド会社の船舶の会合集合地、というニュアンスも含むと推測するが、ここでは当面「出逢い貿易の中心地」あるいは単なる「中心地」と訳しておく。
- (11) 永積昭註(9) 前掲書72頁、エイクマン/スターベル註(9) 前掲書58-62頁、*Coen*, vol.1: *Missive van Coen naar Patria*, 14 Januarij 1619 (VOC1068/KA980), pp.416-419, 424-428、: *Missive van Coen naar Patria*, 5 Augustus 1619 (VOC1069/KA981), pp.445-471。
- (12) *Coen*, vol.1: *Missive van Coen naar Patria*, 22 Januarij 1620 (VOC1070/KA982), pp.510-512, 518-519, 522-523, 526-528。
- (13) *Coen*, vol.1: *Missive van Coen naar Patria*, 5 Augustus 1619, pp.445-494。
- (14) 註(13) 前掲書翰 p.484。

- (15) 註 (13) 前掲書翰 p.491。
- (16) 註 (13) 前掲書翰 pp.485-486。
- (17) *Coen*, vol.4: Missive van kamer Amsterdam aan Coen, 12 December 1620 (VOC314/KA452), p.477.
- (18) 註 (13) 前掲書翰 p.482。
- (19) W. P. Groeneveldt, *De Nederlanders in China 1601-1624* (Bijdragen tot de Taal-, Land-, en Volkenkunde van Nederlandsch-Indië 48, 1898) pp.47-55.
- (20) *Coen*, vol.1: Missive van Coen naar Patria, 14 Januarij 1619, p.433.
- (21) *Coen*, vol.2: Missive van Coen naar Patani, 2 Juni 1619 (VOC1069/KA981), p.558, : Instructie van Coen voor Hendrick Jansz. naar Japan, 2 Juli 1619 (VOC1069/KA981), pp.575-578.
- (22) *Coen*, vol.2: Missive van Coen aan Jacques Specx in Japan, 4 April 1619 (VOC1069/KA981), p.536-537.
- (23) *Coen*, vol.2: Memorie, 4 April 1619 (VOC1069/KA981), pp.539-540.
- (24) 註 (22) 前掲書翰 pp.536-537。
- (25) 註 (22) 前掲書翰 p.537。
- (26) この時期の平戸における船の発着についての正確なデータは明らかではない。7隻とするのはイギリス商館長リチャード・コックスの1620年12月13日及び14日付イギリス東インド会社宛書翰 (Anthony Farrington (ed.), *The English Factory in Japan 1613-1623* (London 1991) no.335 (IOR: E/3/7 no.911) p.820、『日本関係海外史料 イギリス商館長日記』原文編之下 pp.315-316、訳文編附録 (上) (附録十二) 98-100頁)。10隻とするのは加藤前掲「連合東インド会社の戦略拠点としての平戸商館」p.440 表6 (但しこの表は註 (3) の著書には再録されていない)。
- (27) *Coen* vol.7: Missive van Jacques Specx aan Coen, 24 Februarij en 1 Maart 1620 (VOC1071/KA983), pp.491-505. この書翰は『大日本史料』12-43の欧文材料第十一号の一部として (10-36頁) 訳載されている。以下、『大日本史料』12-38、12-43収載史料についてはその旨を註記するが、筆者とは解釈の異なるところも多いため、翻訳・要約は原文から行なった。本稿で引用した部分以外の一部が収載されている場合は註記を省いた。
- (28) 註 (27) 前掲書翰 p.496。
- (29) *Coen*, vol.1: Missive van Coen naar Patria, 22 Januarij 1620 p.526.
- (30) クーンは1620年10月26日付の本国宛書翰で、「重役方がジャコトラを「中心地」とすることを是認してくれて嬉しい」と述べている。(Coen, vol.1: Missive van Coen naar Patria, 26 October 1620 (VOC1072/KA984), p.588.)
- (31) クーンの人物像については永積昭註 (9) 前掲書64-66頁の指摘が興味深い。
- (32) *Coen*, vol.2: Missive van Coen aan Jacques Specx in Japan, 28 Februarij 1620 (VOC1071/KA983), pp.652-655 (『大日本史料』12-43、1-9頁)。
- (33) *Coen*, vol.2: Instructie van Coen voor Frederick Houtman, naar Amboina, 28 Februarij 1620 (VOC1071/KA983), pp.641-642.
- (34) *Coen*, vol.3: Missive van Coen aan Commandeur Willem Jansz. in Japan, 11 Juni 1621 (VOC1074/KA986), pp.57-59 (『大日本史料』12-43、73-77頁)。
- (35) *Coen*, vol.1: Missive van Coen naar Patria, 11 Mei 1620 (VOC1071/KA983), pp.540-541.

- (36) *Coen*, vol.3: Resolutie van Breede Raad der Vloot voor Bantam, 18 Februarij 1620 (VOC1071/KA983), p.587.
- (37) 『世界各国史14 スイス・ベネルクス史』(山川出版社 1998) pp.252-254.
- (38) Derek Massarella, *A World Elsewhere* (London 1990), pp.267-269. 協定の内容については永積昭註(9)前掲書 74頁。
- (39) 註(35)前掲書翰 p.543。
- (40) *Coen*, vol.4: pp.1-103, Resolutiën van den Raad van Defensie (1620-1623) (VOC1088/KA1000).
- (41) Massarella 註(38)前掲書 p.271。
- (42) *Coen*, vol.1: Missive van Coen naar Patria, 31 July 1620 (VOC1071/KA983), p.562.
- (43) *Coen*, vol.2: Instructie voor vier schepen naar Japan, 30 Mei 1620 (VOC1071/KA983), pp.717-720 (『大日本史料』12-43, 49-55頁)。
- (44) Massarella 註(38)前掲書 p.272。同書第7章(pp.267-314)は、日本におけるマニラ遠征艦隊の動向を詳述している。本稿の同艦隊に関する記述も同書に負うところが大きい。
- (45) 註(42)前掲書翰 pp.562-563。
- (46) 註(32)前掲書翰 pp.652-655。
- (47) *Coen*, vol.2: Missive van Coen aan Jacques Specx in Japan, 3 Mei 1620 (VOC1071/KA983), pp.703-704 (『大日本史料』12-43, 36-41頁)。
- (48) *Coen*, vol.2: Missive van Coen aan Jacques Specx in Japan, 4 Mei 1620 (VOC1071/KA983), pp.704-705 (『大日本史料』12-43, 41-42頁)。
- (49) *Coen*, vol.2: Missive van Coen aan G. F. Druyff in Patani, 15 Mei 1620 (VOC1071/KA983), pp.707-710 (『大日本史料』12-43, 47-49頁)。
- (50) *Coen*, vol.2: Missive van Coen aan Nieuwroode in Judea, 15 Mei 1620 (VOC1071/KA983), pp.711-712。
- (51) *Coen*, vol.2: Missive van Coen aan Jacques Specx in Japan, 30 Mei 1620 (VOC1071/KA983), pp.714-716 (『大日本史料』12-43, 42-47頁)。
- (52) *Coen*, vol.2: Missive van Coen aan Jacques Specx in Japan, 13 Juni 1620 (VOC1071/KA983), pp.725-728 (『大日本史料』12-43, 56-62頁)。
- (53) スペックスの離任をめぐる経緯については永積洋子註(2)前掲書24-25頁、『大日本史料』12-56(欧文材料第二十九号一三十二号)324-337頁参照。
- (54) *Coen*, vol.2: Missive van Coen aan Leonard Camps in Japan, 13 Juni 1620 (VOC1071/KA983), pp.728-729; Commissie van Coen aan Leonard Camps in Japan, 13 Juni 1620 (VOC1071/KA983), p.729 (『大日本史料』12-43, 62-64頁, 64-65頁)。『クーン書翰集』の編者はカムプスの名を Leonard としているが、原文書では多くが Le[a]nard[t]と記している。
- (55) *Coen*, vol.2: Missive van Coen aan Jacques Specx in Japan, 26 Juni 1620 (VOC1071/KA983), pp.747-749 (『大日本史料』12-43, 67-71頁)。
- (56) 註(42)前掲書翰 p.573。
- (57) この遠征については永積昭註(9)前掲書75-78頁、*Coen*, vol. 1: Missive van Coen naar Patria, 6 Mei 1621 (VOC1073/985), pp.625-634参照。

- (58) *Coen*, vol.3: Missive van Coen aan Commandeur Willem Jansz. in Japan, 11 Juni 1621 (VOC1074/KA986), pp.57-59 (『大日本史料』12-43、73-77頁)。
- (59) *Coen*, vol.3: Missive van Coen aan Leonard Camps in Japan, 11 Juni 1621 (VOC1074/KA986), pp.59-60 (『大日本史料』12-43、77-80頁)。
- (60) *Coen*, vol.3: Instructie van Coen voor Frederick de Houtman, naar de Molukken, 11 Juni 1621 (VOC1074/KA986), pp.50-55.
- (61) 註(58) 前掲書翰 p.58。
- (62) 両国防衛艦隊の決議は、オランダ国立中央文書館所蔵日本商館文書のうち Resolutiën van de Raad van de Hollands-Engelse Vloot en de Opperhoofden van de Hollandse en Engelse Factorij (NFJ3/KA11683) の一部にある (『大日本史料』12-43 (欧文材料第十六号) 158-208頁に収載)。イギリス側に残った決議録については Farrington 註(26) 前掲書 no. 416, 419, 421, 422, 424、『大日本史料』12-42 (欧文材料第九号) 442-456頁を参照。艦隊全船の平戸到着のことは8月11日の決議に見える (『大日本史料』12-43、160頁)。
- (63) 平山常陳事件についてはここでは詳述しないが、Massarella 註(38) 前掲書 p.275-277, 290-299、武田註(2) 前掲書300-305頁、『大日本史料』12-34 1-121頁、『同』12-45 269-372頁、『イギリス商館長日記』原文編之下、訳文編之下等を参照。
- (64) Massarella 註(38) 前掲書 pp.277-280。
- (65) Massarella 註(38) 前掲書 pp.281-283。
- (66) 註(27) 前掲書翰。
- (67) 1617年から1622年の間の平戸商館の受発信文書の控は現存していない。ジャコトラを経て本国へ送られたもののみが『インドよりの到着文書集』に入っているのであるが、度重なる遠征の出先へ転送された書翰もあるためか、欠落している書翰も多い。
- (68) *Coen* vol.7: Missive van Jacques le Febvre aan Coen, 14 October 1621 (VOC1074/KA986), p.791 (『大日本史料』12-43 88-89頁)。
- (69) 註(58) 前掲書翰。同書翰によればその他に6月30日付のヤンセン宛の書翰が届いたことがわかるが、『クーン書翰集』には収録されていない。
- (70) 註(59) 前掲書翰。
- (71) *Coen* vol.7: Missive van Willem Jansz. in Japan aan Coen, 12 October 1621 (VOC1074/KA986), pp.783-785 (『大日本史料』12-43 80-88頁)。
- (72) 註(68) 前掲書翰 pp.787-792。
- (73) *Coen* vol.7: Missive van Lenaert Camps aan Coen, 15 October 1621 (VOC1074/KA986), pp.793-806 (『大日本史料』12-38 190-191頁、12-43 99-123頁)。
- (74) 註(73) 前掲書翰 pp.794-796。
- (75) 註(73) 前掲書翰 p.800。
- (76) 註(73) 前掲書翰 pp.800-803。
- (77) この禁令は、細川氏、大村氏などに元和7年7月27日(1621年9月13日)付の三箇条の老中奉書として伝達された (『大日本史料』12-38 元和七年七月二十七日条183-207頁)。松浦氏にはそれに先立ち元和7年5月22日に五箇条の奉書が与えられたという(中村質「近世初期平戸藩の対外関係

新出史料」(箭内健次編『国際社会の形成と近世日本』日本図書センター 1998 25-30頁)、永積洋子「平戸に伝達された日本人売買・武器輸出禁令」(『日本歴史』611号 1999)、同『朱印船』p.78-80)。この禁令については加藤註(3)前掲論文500-502頁、永積・武田註(2)前掲書24-30頁、132-134頁、306-310頁にも言及がある。

- (78) 註(73)前掲書翰 p.805。
- (79) François Valentijn: *Oud en Nieuw Oost Indiën*, 6 vols. (Amsterdam, 1724), vol. 5 part 2 pp.30-32 (『大日本史料』12-43 (欧文材料第十七号) 209-218頁)。
- (80) *Coen*, vol.4: Resolutie van den Raad van Defensie, Jacatra 30 Juni 1621 (VOC1088/KA1000), pp.48-49.
- (81) 註(58)、(59)前掲書翰。
- (82) Farrington 註(26)前掲書 no.422 (IOR: E/3/8 no.988) p.1225-1226: Consultation of the Fleet of Defence at Hirado, 10 September 1621 (『大日本史料』12-42 (欧文材料第九号) 442-444頁)。
- (83) Massarella 註(38)前掲書 p.299。
- (84) Massarella 註(38)前掲書 p.303。
- (85) Massarella 註(38)前掲書 p.304。
- (86) Farrington 註(26)前掲書 no.364 (IOR: G/21/6) p.886, Letter from Richard Cocks to Richard Fursland at Batavia, 7 September 1622 (『大日本史料』12-57 (2003) (欧文材料第四号) 66頁)。
- (87) Farrington 註(26)前掲書 no.424 (IOR: E/3/9) p.1249-1250, Consultation of the Fleet of Defence at Hirado, 2 August 1622 (『大日本史料』12-57 (欧文材料第九号) 99-100頁)。
- (88) *Coen*, vol.3: Instructie van Coen voor Jacques Colijn Jansz., naar Patani, 6 Augustus 1621 (VOC1074 /KA986), p.70-72、: Missive van Coen aan Druyff en Nieuuroode in Panani en Siam, 6 Augustus 1621 (VOC1074/KA986), pp.72-73、: Resolutie van den Gouverneur-Generaal en Raaden, 4 Augustus 1621 (VOC1074/KA986), p.749.
- (89) *Coen*, vol.1 Missive van Coen naar Patria, 16 November 1621 (VOC1074/KA986), pp.660-661.
- (90) *Coen*, vol.3: Missive van Coen aan de Houtman in Molukken, 31 Januarij 1622 (VOC1075/KA987), p.130.
- (91) 前掲註(7)参照。
- (92) *Coen*, vol.3: Resolutie van Gouverneur-Generaal en Raaden, 15 Februarij 1622 (VOC1075/KA987), pp.823-825 (『大日本史料』12-56 (欧文材料第二十号) 277-279頁)。
- (93) *Coen*, vol.1: Missive van Coen naar Patria, 26 Maart 1622 (VOC1075/KA987), pp.703-717 (『大日本史料』12-56 (欧文材料第二十二号) 281-289頁)、*Coen*, vol.3: Instructie van Coen aan Cornelis Reyersz., naar de kust van China, 9 April 1622 (VOC1076/KA988), pp.151-163 (『大日本史料』12-56 (欧文材料第二十五号) 293-303頁)。
- (94) この遠征の詳細については、W. P. Groeneveldt 註(19)前掲書、Leonard Blussé, 'The Dutch Occupation of the Pescadores, (1622-1624)' (*Transactions of the International Conference of Orientalists in Japan*, XVIII, 1973)、C. R. Boxer, *Fidalgos in the Far East 1550-1770* (The Hague 1948) pp.72-92 'Midsummer Day in Macao, Anno 1622'、村上直次郎訳注・中村孝志校注『バタヴィア城日誌1』(平凡社東洋文庫 1970)序説等を参照。

- (95) Farrington 註 (26) 前掲書 no.364 (IOR: G/21/6) p.886, Letter from Richard Cocks to Richard Fursland at Batavia, 7 September 1622 (『大日本史料』12-57 (欧文材料第四号) 65-66頁)、同書 no.366 (IOR: E/3/9 no.1078) p.895-896, Letter from Richard Cocks to Sir Thomas Smythe and the East India Company in London, 7 September 1622 (『大日本史料』12-57 (欧文材料第五号) 82-84頁)。
- (96) 註 (90) 前掲書翰 p.130。
- (97) 註 (92) 前掲書翰 p.824。
- (98) *Coen*, vol.3: Instructie van Coen voor Cornelis Reyersz., naar de kust van China, 9 April 1622 (VOC1076/KA988), pp.151-163 (『大日本史料』12-56 (欧文材料第二十五号) 293-303頁)。
- (99) *Coen*, vol.3: Missive van Coen aan Leonard Camps in Japan, 9 April 1622 (VOC1076/KA988), pp.165-166 (『大日本史料』12-56 (欧文材料第二十六号) 303-306頁)、Missive van Directeur-Generaal Carpentier aan Camps, 9 April 1622 (VOC849/KA753) (『大日本史料』12-56、(欧文材料第二十七号) 306-319頁)。この年は、総督クーンとともに事務総長カルペンティールとの間にも書翰が往復している。ここにあげた4月9日付の事例では、総督が総論を述べ、事務総長が貿易実務等に関する詳細を述べて補完する、という関係が見て取れるが、一般化するにはなお検討が必要である。
- (100) *Coen*, vol.3: Missive van Coen aan Leonard Camps in Japan, 2 Juni 1622 (VOC1076/KA988), pp.193-195 (『大日本史料』12-56 (欧文材料第三十四号) 339-345頁)。
- (101) *Coen*, vol.3: Missive van Coen aan Leonard Camps in Japan, 19 Juni 1622 (VOC1076/KA988), p.204 (『大日本史料』12-56 (欧文材料第三十八号) 352-353頁)。
- (102) この書翰は現存しない。
- (103) 註 (99) 前掲 Missive van den Directeur-Generaal Carpentier aan Leonard Camps in Japan, 9 April 1622、(『大日本史料』12-56 314頁)。換算は1リアル2.25~2.5グルデンとされる。
- (104) *Coen*, vol.4: Missive van kamer Amsterdam aan Coen, 12 December 1620 (VOC314/KA452), p.477。
- (105) *Coen*, vol.4: Missive van Heeren XVII aan Coen, 24 October 1621 (VOC314/KA452), p.517。
- (106) 註 (93) 前掲書翰 p.710。
- (107) この時点で、バタフィアの機装・補給力にも余裕ができる見通しが立ったことが伺われる。おそらく香料諸島遠征が終わり、防衛艦隊も先が見えたことなどがその背景にあると考えられよう。
- (108) 本稿においては、計数史料による数値データの提示とその評価は全く行なえなかった。スペックの在任中の帳簿の不備もその一因である。しかし、1621年の秋冬に本国が送ることを予定した13隻の船団に載せる現金額が800000リアルとされる(前掲註(100)書翰『大日本史料』12-56 343頁)ことを考えれば、この見積利益額の大きさがわかる。
- (109) Missive van Camps aan Directeur-Generaal Carpentier, 18 September 1622 (VOC1078/KA990) (『大日本史料』12-56 (欧文材料第四十一号) 381-388頁)。
- (110) Missive van Camps aan Directeur-Generaal Carpentier, 30 November 1622 (VOC1078/KA990) (『大日本史料』12-56 (欧文材料第四十四号) 395-399頁)。
- (111) Missive van Camps aan Directeur-Generaal Carpentier, 10 December 1622 (VOC1078/KA990) (『大日本史料』12-56 (欧文材料第四十五号) 399-401頁)。
- (112) Missive van Camps aan Directeur-Generaal Carpentier, 12 Januarij 1623 (VOC1078/KA990) (『大日本史料』12-56 (欧文材料第四十六号) 401-406頁)。(『クーン書翰集』の編者は同書翰を総督クーン

ン宛のものとして収録している (Coen, vol.7 1059-1062頁) が、内容から事務総長カルペンティール宛のものとして推測される。))

(113) 註 (109) 前掲書翰386頁。

(114) 註 (112) 前掲書翰402頁。

(115) 註 (110) 前掲書翰397-399頁。

(116) 本国重役会がどこまで具体的な指示を与えているのか本稿では十分に検討できなかったが、当時の帆船ではオランダとジャコトラ周辺の間の航海は半年近くかかることが多く、一つの情報が伝達されてからそれに対する指示が届くまでには約一年の時差が生じることになる。一年前の状況に基づいた指示は、具体的であるほど有効性を欠くであろう。

(117) 『クーン書翰集』の編者はこれを本国重役会宛の文書と解釈したのか、収録していない。

(118) 註 (1) 前掲 Cort Verhaal door Opperhoofd Camps en Jacqus Specx 15 September 1622 en 23 Januari 1623 (VOC1077/KA989) (『大日本史料』12-56 (欧文材料第四十号) 378-379頁)。

(119) Coen, vol.1 Missive van Coen naar Patria, 6 September 1622 (VOC1076/KA988), p.727 (『大日本史料』(欧文材料第三十九号) 354頁)。